

1. 件 名：実用炉における警戒事態（AL）解消の目安等について

2. 日 時：令和4年4月13日 10:00～11:05

3. 場 所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 川崎企画調整官、平野室長補佐

中部電力株式会社

本店 原子力本部 原子力部 防災・核物質防護グループ 課長

関西電力株式会社

原子力事業本部 安全・防災グループ マネジャー他1名

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ グループ長

原子力エネルギー協議会

副長

（以下、テレビ会議システムによる出席）

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力業務グループ 副主幹他1名

東北電力株式会社

原子力本部原子力部（原子力防災担当） 課長他2名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 防災安全グループ 課長他1名

中部電力株式会社

本店 原子力本部 原子力部 防災・核物質防護グループ 副長

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力防災チーム 担当

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力運営グループ マネージャー他1名

四国電力株式会社

原子力本部 管理グループ 副長

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力防災グループ 副長他2名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 警備防災グループ 課長他1名

原子力エネルギー協議会

部長

## 5. 要 旨

原子力エネルギー協議会等から、令和3年度第58回原子力規制委員会の資料2「近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応」において検討を求められた警戒事態の解消に係る判断の目安等の具体化について、資料1に基づき、その検討状況の説明があった。

原子力規制庁から、主に以下を伝えた。

- ・ 上記資料2で示した警戒事態の解消に係る判断の目安等により、警戒事態の解消の手続きを支障なく運用できるか整理すること。
- ・ 解消の判断の目安を満足することを説明するにあたり、判断の目安等について、解釈の明確化等の要望があれば整理して示すこと。

原子力エネルギー協議会等から、本日の面談を踏まえて、検討を継続するとの回答があった。

## 6. その他

配布資料：

資料1 実用炉における警戒事態（AL）解消の目安の基本的考え方について